

# 豊中市在日外国人教育基本方針

——主として在日する韓国・朝鮮人児童生徒の教育——

昭和55年 9 月19日

豊中市教育委員会

# 目 次

前 文 .....	1
基本姿勢 .....	5
具体施策 .....	7
1. 学校における教育 .....	7
(1) 教育目標 .....	7
(2) 指導計画 .....	8
(3) 指導方法・事項 .....	9
(4) 進路指導 .....	10
2. 教職員の研修 .....	10
3. 社会教育の充実 .....	11
後 文 .....	12

## 前 文

日本国憲法は、国民の基本的人権の尊重をうたい、教育を受ける権利は国民の基本的権利であるとし、これにのっとって教育基本法は、教育の機会均等について人種・信条・性別・社会的身分・経済的地位又は門地によって教育上差別されないことを規定している。人権に関する世界宣言も、何人も教育を受ける権利を有するとし、同宣言を受けた児童の権利宣言では、すべての児童にいかなる例外もなく、国民的もしくは社会的出身・財産・門地その他のために何らの差別を受けることなく教育を受ける権利が与えられなければならないことを宣言し、その権利の実現を期するよう呼びかけている。

さらに、わが国が1979年(昭和54年)に批准した国際人権規約では、人間の尊厳と平等のもとに、教育についてすべての者の権利を認め、教育が諸国民及び諸民族間の理解と友好を促進する役割を果たすものであることを強調している。

このように、人権の尊重は、人類共通の理念であり、さらにその上にたつて教育を受ける権利もまた人類の普遍的な権利となっている。

しかるに、本市においては、従来より人権尊重の精神を高くかけ、あらゆる差別をなくする教育の推進に努めてきているにもかかわらず、今日なお在日外国人の児童生徒(幼児を含む。以下同じ。)においては、教育を受ける権利が正当に生かされているとはいえない事実が存在する。

それは、在日外国人児童生徒のなかに、自己の国籍や民族に対する自覚や誇りを持ち得ないまま生活を送っている姿を見受けるからである。このことは、わが国の社会に民族的偏見や差別意識が今なお根強く存在することを示しており、これが学校教育や社会生活においてさまざまな問題を生みだす原因となっている。

わけても多くの在日韓国・朝鮮人の児童生徒のなかには、韓国・朝鮮人であることをもって進学・就職で不当な不利益を受けたり、日常の生活においても、時には軽視され、時には蔑視されたりする場合がある。それ故に多くの在日韓国・朝鮮人は、心底の願いとは逆に日本名を通名としてわが国の学校に通い、わが国の文化や歴史を学習し、日本人らしく生活することを余儀なくされているのである。

本市に在住する外国人の国籍は、現在（1979年）42か国に及び、その人口は、4000余名に達する。なかでも韓国籍・朝鮮籍の人々は85%を越えている。

その児童生徒たちの一部は、韓国・朝鮮人が民族の教育を願って設立する民族学校へ通学するものの、他の大半は、在日のさまざまな制約のもとに、本市の公立学校に通学している。

さらにまた、韓国・朝鮮人は親子三代にわたる人々がほとんどであり、祖国が分断された状況のもとで、統一国家実現を強い願いとしている人々である。

この点、他の外国籍の人々と極めて異なる事情を持っている。

在日する韓国・朝鮮人の多くは、1910年（明治43年）のいわゆる日韓併合を境にして祖国を離れ、日本に渡り住むことを余儀なくされ、当時の国家政策のもとで、主としてきびしい労働と低賃金の仕事に従事させられた人々とその二・三世たちである。1945年（昭和20年）日本の敗戦によって祖国は独立を回復し、これらの人々の多くは帰国したが、他の人々は、長い離郷の故に祖国での生活基盤をなくしたなど、さまざまな事情のため帰国できなかった。したがって今日、韓国・朝鮮人の多く在日している事実は、日本の植民地政策の結果なのである。そして、当時の国家政策とそれをおし進めた思想が、韓国・朝鮮人に対する民族的偏見や差別意識を生みだし、それが今なお

社会意識となって根強く生き続けているのだといえよう。

このように在日の歴史的社会的現実を理解する時、本市の教育は、人権尊重の精神に徹し、民族差別の根絶をめざす教育課題を有しているといえる。そのため、学校教育においては、人権尊重に対する深い認識のもとに差別や偏見をなくする態度を児童生徒に培い、正しく韓国・朝鮮を理解させることが必要であり、同時にそれらを基盤にして韓国・朝鮮人児童生徒が民族的自覚と誇りをもって生きるよう促し励ましていく指導を行わねばならない。もとより、こうした教育のいとなみは、日本人児童生徒にもいっそう自国や自民族に対する正しい認識と深い自覚を培う必要性を意味している。

なお、このような相互の立場を理解させ、それぞれの児童生徒に民族的自覚と誇りの態度を育てることは、国際理解と協調にとって大切なことがらといえよう。

次には、韓国・朝鮮人の児童生徒が生涯にわたって望ましい自己実現をはかることができるよう進路の保障に努める必要がある。さらには、広く日本社会のなかに根強く存在する民族的偏見や差別意識をなくするための社会教育の課題もある。

したがって本市教育委員会としては、直接指導にあたる教職員の研修をはじめ研究諸団体との連携に努めるとともに、家庭教育を含む社会教育全般にわたる啓発活動を効果的に展開する必要がある。

以上のような課題の解決にむかって努力する時、日本人とすべての在日外国人との間に、人権の相互尊重のもとに、互いに独立国の国民としての深い理解と信頼の関係が育つのであり、このことが正しい民族理解や真の国際理解を進め、平和の教育に深化発展する具体的にして重要な手だてなのである。なにかんずく、こうした教育は、これからの国際社会に生きる日本人の正しい民族性にもとづく視野と行動をいっそう豊かにするうえからも欠かすことのできないものといえよう。

さいわいにも、本市においては、すでに早くから在日韓国・朝鮮人の児童生徒の問題

を教育の課題とした実践があり、在日外国人の教育の必要性は、しだいに全市の教職員の自覚的な課題になってきている。

本市教育委員会においては、在日外国人教育を1977年(昭和52年度)から学校教育の重点目標の一つにあげてきており、なお、1979年(昭和54年度)からは大阪府教育委員会も各市町村教育委員会に対する要望事項として明示してきているところであるが、本市に在住する外国人と日本人の児童生徒に正しい人権意識にもとづく国際理解の態度と資質の充実をめざし、ここに基本方針を制定するものである。

## 基 本 姿 勢

1. 在日外国人教育は、人類普遍の原理である人権尊重の精神に徹し、外国人に対する民族的偏見や差別をなくする教育である。  
したがって、差別に対する科学的認識を深め、国籍・人種・民族の如何をとわず人権尊重の教育が徹底するように努める。
2. 在日外国人教育は、国家相互の主権尊重と、それぞれの国家・民族とその背景にある文化や歴史等の認識をもとに国際理解を深める教育である。  
したがって、それぞれの正しい国家・民族相互の理解をもとに、真に国際平和に寄与し、世界に開かれた人間の育成がはかれるように努める。
3. 在日外国人教育は、それぞれの国家や民族に対する自覚と誇りを高める教育である。  
したがって、日本人、外国人それぞれの児童生徒に対して自国への正しい認識を培うことによって自民族への自覚と誇りを高め、諸民族の尊厳に対する理解が相互に深まるように努める。
4. 在日外国人教育をより推進させるためには、特に、在日韓国・朝鮮人のおかれている実態を、在日の歴史的・政治的背景や生活の現実をとおして正しく理解し、各校園における教育計画の改善をはかる必要がある。その際、特に全教職員の理解と協力のもとに行い、指導が充実するように努める。

5. 在日外国人、特に在日韓国・朝鮮人児童生徒が主体的に進路を選択し、自己実現がはかれるようにするには、日本社会における民族的偏見や差別に負けず、将来に対して希望をもって生きぬくことができるようにする必要がある。

そのために、幼稚園・小学校・中学校の教育を一貫的にとらえ、学力保障、進路保障のための指導を進めるとともに、民族学校や後期中等教育ならびに高等教育への進学のと、就労への道が開かれるように努める。

6. 在日外国人教育をより充実させ、効果的に推進させるには、教職員の指導力の向上をはかる必要がある。

そのために、研修の機会を拡充するとともに、教職員の研究活動がいっそう充実するように努める。

7. 在日外国人、特に在日韓国・朝鮮人の教育を充実させるには、広く市民の理解と協力のもとに推進することが必要である。

そのために、地域社会において市民が、日本と朝鮮との歴史的・政治的な関係を科学的に認識できるよう、あらゆる機会をとらえて啓発活動を行うとともに、在日韓国・朝鮮人の学習機会も広がり深まるよう努める。

## 具 体 施 策

在日外国人の児童生徒、わけても韓国・朝鮮人児童生徒が民族的自覚と誇りをもち、わが国において希望をもって生きぬくことのできる社会を築くとともに、国際理解を深める教育と人権尊重の教育を進めるためには、在日外国人教育を、学校教育はもとより広く社会教育全般にわたって積極的に推進しなければならない。

そのために、本基本方針にもとづいて幼稚園・小学校・中学校の教育を推進するとともに、教職員の研修をいっそう充実し、さらに、広く市民への啓発を進めるなど、総合的にしてかつ将来展望にたった施策を講じようとするものである。

### 1. 学校における教育

各幼稚園・小学校・中学校において、すでに人間尊重の精神に徹した教育を進めているところであるが、さらに、在日外国人教育を推進させるため、教育目標や指導内容・方法について補充や統合を行い、よりいっそう教育の充実をはかるようにしなければならない。

その際、在日外国人父母の願いや生活の実態を正しく受けとめ、現実に即した指導が行われるよう努める。

#### (1) 教育目標

在日外国人教育を推進するため、教育目標の設定にあたっては、次の事項に留意して、その具体化に努める。

- ① 在日外国人、特に韓国・朝鮮人児童生徒に対して民族的自覚と誇りを培い、父母の理解のもとに自ら本名が名乗れるよう育てる。

② 民族的偏見や差別意識をなくすため、過去から現在にわたる日本と朝鮮との関係を科学的に学び、すべての児童生徒に正しい認識が育つようにする。

③ 日本人児童生徒に対して、わが国及び他国の歴史と文化について教科、領域にわたる学習のなかで正しく理解させ、国家と民族を科学的に認識できるようにする。

④ 日本人児童生徒に対して国際社会における日本の立場を正しく認識させ、日本人としての自覚を高めるとともに、他国や他民族についての理解を深め、国際平和を築いていこうとする実践的態度を育てる。

⑤ 民族的偏見や差別を見抜き、すべての子どもたちが協力して望ましい集団をつくり、国際理解と親善が育つようにする。

## (2) 指導計画

各校園においては、すでに人間尊重の精神にもとづいて進めている同和教育、障害児教育と在日外国人教育の相互の関連性と一貫性を明らかにし、指導計画の改善とともに指導法の充実に努める。

① 在日外国人、とりわけ韓国・朝鮮人児童生徒の生活の現実を正しくとらえ、実態に即して具体的な指導計画を作成する。

② わが国及び他国の諸民族に対する理解を深めるための学習内容を、教科、領域のなかに計画的に位置づける。

その際、特に日本と朝鮮との歴史的・政治的背景が正しく理解できるよう設定する。

③ 在日外国人教育に対する指導内容・方法等のあり方について、教職員の共通理解のもとに指導計画を一貫性のあるものにする。

## (3) 指導方法・事項

在日外国人教育の指導にあたっては、次の事項に留意して実践が深まるように努める。

① 本市に在住する外国人、特に韓国・朝鮮人の家庭訪問を行うなど連携を密にし、相互の理解を深めながら指導に努める。

② それぞれの学級における指導の場では、日本人児童生徒と在日外国人児童生徒が相互理解のもとに連帯し支え合える集団の育成をはかり、学校全体はもちろん地域社会においても民族的偏見や差別がおこらないようにし、人権尊重の精神がいきるよう努める。

③ 在日外国人児童生徒がかかえる諸問題について、子どもたち自らが解決していけるよう個別指導等に留意する。

④ 日常生活における民族的偏見や差別が存在する実態を、学習内容と有機的に関連させ、より具体的な事象を教材化して指導するなど、課題解決がはかれるようにする。

⑤ 在日外国人、特に韓国・朝鮮人児童生徒の民族的自覚を高めたり、わが国の児童生徒の国際理解を深めるための活動をクラブ活動のなかでくふうするなど、指導の場の設定に留意する。

⑥ 在日外国人児童生徒の民族的自覚と誇りをいっそう高めるため、長期休業中に集団的な学習の機会などが持てるようにするとともに、日常の学校生活のなかでも、ときに学校と民族学校との文化的交流などの試みも行い、国際理解と協調が深まるよう努める。

⑦ 在日外国人教育では、本名尊重が基本認識であることはいうまでもないので、指導要録等諸帳簿には本名を明確に記載する。

しかしながら、日常場面における「本名」・「通名」については、保護者・本人などの相談ならびに指導助言による結果をたいせつにし、形式的な扱いにならないよう留意する。

#### (4) 進路指導

在日外国人、とりわけ韓国・朝鮮人児童生徒の進学・就職における差別を克服し、それぞれの子どもが将来の進路を自ら選択することができるようにするため、次の事項に努める。

- ① 在日外国人、特に韓国・朝鮮人児童生徒の就園・就学の実態を把握し、就学の保障に努める。加えて、学齢児以外の不就学者の実態把握に努め、夜間中学校への就学の保障とその充実に努める。
- ② 在日外国人、特に韓国・朝鮮人児童生徒が将来に大きな障害となる民族的差別を克服して強く生きぬく主体性を培うよう努める。
- ③ 在日外国人、特に韓国・朝鮮人児童生徒に、いかなる社会においても生きがいをもって生活できる学力を身につけさせるよう努める。
- ④ 在日外国人、特に韓国・朝鮮人の公立小学校・中学校、民族学校に通学する児童生徒に対して就学に関する援助などに努める。
- ⑤ 在日外国人、特に韓国・朝鮮人児童生徒に対して、後期中等教育への就学や就職への門戸や奨学金制度への道がより開かれるよう、各関係機関に働きかける。

## 2. 教職員の研修

在日外国人教育を推進し、その充実に期するためには、何よりもまず、教職員が諸外国や諸民族を正しく理解し、指導の方向性を確立しなければならない。

そのために、教職員研修の充実と研究活動の推進に努める。

- (1) 教職員ひとりひとりに国際理解を深めるため、人権の尊重、民族理解等にかかわる多面的な研修を行う。

特に、在日韓国・朝鮮人の在住の経緯や実態等を理解するための研修を実施する。

- (2) 指導や研究に必要な資料の収集に努め、教材の作成を進めるなど研修の充実に努める。
- (3) 在日外国人教育基本方針の具体的推進のため、「豊中市在日外国人教育推進協議会」(仮称)を設置するとともに、研究諸団体の研究が深まるよう連携に努める。

## 3. 社会教育の充実

在日外国人教育、とりわけ韓国・朝鮮人に対する教育は、単に学校教育によってなすとげられるものではなく、広く地域社会にわたって推進しなければならない。

そのために、市民に対して国際理解の意識が深まるように努める。

- (1) 地域社会・家庭への啓発に努める。

地域社会において、今なお根強く存在する外国人差別、わけても韓国・朝鮮人への民族的偏見や差別を除去するため、あらゆる機会をとおして講演会・映画会などの学習の場を設定したり、広報等を利用するなどしてその啓発に努める。

- (2) 在日外国人への学習の機会を拡充する。

日本における社会生活がより向上するよう、本市在住の韓国・朝鮮人を中心とした外国人への学習の機会を広める。

## 後 文

豊中市教育委員会は、人権尊重の精神に徹した人間の育成を願って同和教育基本方針・障害児教育基本方針を制定してきた。

このたびあらたに在日外国人教育基本方針を制定したのは、すでに述べてきたとおり人権尊重の理念をさらに深め広めようとしたものである。

豊中市教育委員会は、すべての市民が、人権尊重の精神を堅持して、在日外国人わけでも韓国・朝鮮人を正しく理解していくことをとおして、いっそう心豊かな生活が営まれるよう願うものである。同時に、広く世界の諸民族・国家を正しく理解し、国際協調のもとに世界の平和が築かれていくようにし、本市が名実ともに教育文化都市として、さらに発展することを希求するものである。